

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、農業者の減少及び高齢化の進展、農業の分野における情報通信技術の進展、食料に対する国民の需要の高度化及び多様化その他の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることにより、スマート農業技術の活用を促進し、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「スマート農業技術」とは、農業機械、農業用ソフトウェアその他農林水産省令で定めるもの（以下「農業機械等」という。）に組み込まれる遠隔操作、自動制御その他の情報通信技術を用いた技術であつて、農業を行うに当たつて必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業

の経営管理の合理化（以下「農作業の効率化等」という。）を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいうものとする。

二 「農業者等」とは、農業者又はその組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいうものとする。

三 「生産方式革新事業活動」とは、農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。四及び第七の一から三までにおいて同じ。）が、次に掲げる事業活動の全てを相当規模で行うことにより、当該農業者等が行う農業の生産性を相当程度向上させることをいうものとする。

（一） スマート農業技術を活用して行う農産物の生産（農産物が出荷されるまでに行われる一連の行為を含む。以下同じ。）又は農業の経営管理

（二） （一）に掲げる事業活動の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入

四 「スマート農業技術活用サービス」とは、農業者等が行う農業を支援するため対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用した次に掲げる役務をいうものとする。

(一) 委託により、農業者等に代わって農作業を行うこと。

(二) 農業者等に対し、農業機械等を使用させること。

(三) 農業者等に対し、農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣すること。

(四) 農業に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、並びに農業者等に対し、その結果を提供し、又は当該結果に基づく農業の生産性の向上のための指導若しくは助言を行うこと。

五 「開発供給事業」とは、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等（スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術をいう。以下同じ。）の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行う事業（当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。）をいうものとする。

（第二条関係）

第三 基本理念

一 生産方式革新事業活動は、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させ

るためには農産物の従来の生産の方式を変更することが重要であることに鑑み、国が生産方式革新事業活動の必要性及び有効性に関する知識の普及及び啓発を図り、かつ、農業者等が自ら活用するスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて、生産方式革新事業活動に主体的かつ積極的に取り組むことにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、その促進を図らなければならないものとする。

二 開発供給事業は、農業技術及び情報通信技術を有効かつ適切に組み合わせ、及び農業者等の需要に的確に対応してスマート農業技術等の開発及びその成果の普及を図ることが重要であることに鑑み、開発供給事業を行う者、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）その他の国立研究開発法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学その他の関係者がそれぞれの知識及び技能並びに技術、設備、情報システム等を活用しつつ、これらの関係者の相互の密接な連携を図り、かつ、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等を重点的かつ迅速に開発し、農業者等に供給することにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、その促進を図らなければならないものとする。

三 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、生産方式革新事業活動の実施を通じて得られた知見が開発供給事業に、又は開発供給事業の実施を通じて得られた成果が生産方式革新事業活動に有効に活用されるよう、生産方式革新事業活動を行う農業者等又は開発供給事業を行う者相互間の連携及び協力の促進が図られなければならないものとする。

（第三条関係）

第四 国等の責務

一 国は、基本理念にのっとり、スマート農業技術の活用促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

二 国は、スマート農業技術の活用促進に関する施策の推進に当たっては、生産方式革新事業活動を行う農業者等及び開発供給事業を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

三 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地方公共団体の区域の特性を生かしつつ、国の施策と相まって、スマート農業技術の活用促進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（第四条及び第五条関係）

第五 基本方針

農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとし、基本方針には、次に掲げる事項等を定めるものとする。

一 生産方式革新事業活動の促進に関する次に掲げる事項

（一）生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標

（二）生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項

二 開発供給事業の促進に関する次に掲げる事項

（一）開発供給事業の促進の意義及び目標

（二）開発供給事業の実施に関する基本的な事項

三 生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する基本的な事項

（第六条関係）

第六 生産方式革新実施計画の認定等

- 一 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、生産方式革新実施計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとする。

二 生産方式革新実施計画には、生産方式革新事業活動の目標、内容等を記載しなければならないものとする。

三 生産方式革新実施計画には、次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、当該者が行うそれぞれ(一)又は(二)に定める措置(当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に資するものに限る。)に関する事項を含めることができるものとする。

(一) スマート農業技術活用サービス事業者(スマート農業技術活用サービスを提供する事業者をいう。以下同じ。)

スマート農業技術活用サービスの提供

(二) 食品等事業者(農産物又は食品(農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品等以外のものをいう。以下同じ。)の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)

農産物又は食品の新たな製造、加工、流通又は販売の方式の導入

四 農林水産大臣は、生産方式革新実施計画が基本方針に照らし適切なものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

(第七条及び第八条関係)

第七 認定生産方式革新実施計画に係る支援措置

一 農地法第四十三条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置が記載された生産方式革新実施計画について第六の一の認定があつたときは、当該認定を受けた農業者等が当該認定に係る生産方式革新実施計画（以下「認定生産方式革新実施計画」という。）に従つて行う当該措置について、同条第一項の規定による届出があつたものとみなすものとする。

（第九条関係）

二 航空法第三百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為又は同法第三百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為に係る事項が記載された生産方式革新実施計画について第六の一の認定があつたときは、当該認定の日において、認定生産方式革新事業者（当該認定を受けた農業者等及び当該農業者等に係る第六の三の措置を行う者をいう。以下同じ。）が当該認定に係る認定生産方式革新実施計画に従つて行う当該行為について、同法第三百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可又は同法第三百三十二条の八十六第五項第二号の承認があつたものとみなすものとする。

(第十条関係)

三 認定生産方式革新実施計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う第六の一の認定を受けた農業者等については、当該農業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用するものとする。 (第十一条関係)

四 株式会社日本政策金融公庫は、認定生産方式革新事業者(第二の四(二)から(四)までに掲げる役務の提供を行うスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者にあつては、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)に該当するものに限り。)に対し、認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動を行うために必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。 (第十二条関係)

第八 開発供給実施計画の認定等

一 開発供給事業を行おうとする者は、開発供給実施計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとする。

二 開発供給実施計画には、開発供給事業の目標、内容等を記載しなければならないものとする。

三 農林水産大臣は、開発供給実施計画が基本方針に照らし適切なものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

(第十三条及び第十四条関係)

第九 認定開発供給実施計画に係る支援措置

一 航空法第三百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為又は同法第三百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為に係る事項が記載された開発供給実施計画について第八の一の認定があつたときは、当該認定の日において、認定開発供給事業者（当該認定を受けた者及び当該認定に係る開発供給実施計画に従つて設立された法人をいう。以下同じ。）が当該認定に係る開発供給実施計画（以下「認定開発供給実施計画」という。）に従つて行う当該行為について、同法第三百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可又は同法第三百三十二条の八十六第五項第二号の承認があつたものとみなすものとする。

(第十五条関係)

二 農林水産大臣は、認定開発供給事業（認定開発供給実施計画に従つて行われる開発供給事業をいう。以下同じ。）の成果に係る種苗法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願等について、出願料

等を軽減し、又は免除することができるものとする。

（第十六条関係）

三 研究機構は、その保有する研究開発に係る設備等及び土地のうち農林水産省令で定めるものを認定開発供給事業者の利用（当該認定開発供給事業者が行う認定開発供給事業に関するものに限る。）に供する等の業務を行うことができるものとする。

（第十七条関係）

四 株式会社日本政策金融公庫は、認定開発供給事業者（第二の四（一）に掲げる役務の提供を行うスマート農業技術活用サービス事業者以外の者にあつては中小企業者に該当する者に限る。）に対し、認定開発供給事業（スマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併等の措置を除く。）を行うために必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。

（第十八条関係）

五 開発供給事業を行おうとする者がその開発供給実施計画（農業競争力強化支援法第二十一条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について第八の一の認定を受けたときは、当該者に対する同条第一項の認定があつたものとみなして、同法第二十四条等の規定を適用するものとする。

（第十九条関係）

第十 雑則等

一 国等の措置

(一) 国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、これらに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(二) 国は、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な指導、助言、あつせんその他の援助（以下「指導等」という。）を行うものとする。

(三) 国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、関係省庁相互間の及び関係する独立行政法人との連携及び協力を図りつつ、スマート農業技術を活用するための農業生産の基盤及び高度情報通信ネットワークの整備、スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保、スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保並びにスマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(四) 地方公共団体は、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、認定生産方式革新実施

計画又は認定開発供給実施計画の実施に関し必要な指導等を行うよう努めるものとする。

（第二十条関係）

- 二 認定生産方式革新実施計画及び認定開発供給実施計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けること。
（第二十一条及び第二十三条関係）

第十一 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

- 二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第三条関係）

- 三 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うこと。
（附則第四条及び第五条関係）